

社会福祉法人本巣市社会福祉協議会 臨時職員等賃金規則

2021年4月1日

規程第4号

第1章 賃 金

(目的)

第1条 社会福祉法人本巣市社会福祉協議会臨時職員等就業規則（以下、「規則」という。）第29条の規定に基づき、臨時職員等の賃金について必要な事項を定めるものとする。

(賃金の種類)

第2条 賃金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 基本給
- (2) 通勤手当
- (3) 資格手当
- (4) 割増賃金（時間外、休日勤務割増賃金）
- (5) 期末手当

(基本給)

第3条 基本給は、正規の勤務時間における勤務に対する報酬であって、前条の各種手当を除いたものとする。

- 2 基本給は、月額又は時間給とし、臨時職員基本給表（別表第1）及びパートタイム職員基本給表（別表第2）によるものとする。
- 3 新たに基本給表の適用を受ける臨時職員等となった者の基本給は、その者の学歴、経験、業務内容等により会長が決定する。

(通勤手当)

第4条 通勤手当は、合理的な通勤経路と認めた範囲について、次の基準で支給する。但し、距離が片道2キロメートル未満である臨時職員等は除く。

2 臨時職員

(1) 交通機関又は有料道路を利用して通勤する場合

運賃又は料金	支給月額
45,000円以下	実費相当額
45,000円を超え55,000円以下	45,000円+（実費相当額-45,000円）/2
55,000円を超える場合	50,000円

(2) 自動車等の交通用具を使って通勤する場合

片道の通勤距離	支給月額
5km未満	2,000円
5km以上10km未満	4,200円

1 0 km以上 1 5 km未満	7, 3 0 0 円
1 5 km以上 2 0 km未満	1 0, 4 0 0 円
2 0 km以上 2 5 km未満	1 3, 5 0 0 円
2 5 km以上 3 0 km未満	1 6, 6 0 0 円
3 0 km以上 3 5 km未満	1 9, 7 0 0 円
3 5 km以上 4 0 km未満	2 2, 8 0 0 円
4 0 km以上	2 5, 9 0 0 円

(3) 交通機関又は有料道路を使用しかつ自動車を使って通勤する場合

運賃又は料金	支給月額
4 5, 0 0 0 円以下	実費相当額
4 5, 0 0 0 円を超え 5 5, 0 0 0 円以下	$4 5, 0 0 0 \text{ 円} + (\text{実費相当額} - 4 5, 0 0 0 \text{ 円}) / 2$
5 5, 0 0 0 円を起こる場合	5 0, 0 0 0 円

3. パートタイム職員には通勤距離に応じて、次の表のとおり通勤手当を支給する。

片道の通勤距離	支給日額
5 km未満	9 0 円
5 km以上 1 0 km未満	1 8 0 円
1 0 km以上 1 5 km未満	3 3 0 円
1 5 km以上 2 0 km未満	4 7 0 円
2 0 km以上 2 5 km未満	6 1 0 円
2 5 km以上 3 0 km未満	7 5 0 円
3 0 km以上	8 9 0 円

(通勤手当にかかる届出)

第5条 新たに臨時職員等たる要件を具備するに至った職員は、通勤届けに通勤方法、運賃の額を証明する文書等を添付して会長に届け出なければならない。住居、通勤経路、若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のために負担する運賃の額に変更があった場合も同様とする。

(通勤手当を支給できない場合)

第6条 通勤手当を受けている臨時職員等が出張、休暇、欠勤、その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないときは、その月の通勤手当は支給することができない。

(通勤手当の支給の始期及び終期)

第7条 通勤手当の支給は、新たに臨時職員等たる要件が具備されるに至った場合においては、その日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が離職し、又は死亡した日の属する月まで支給する。

- 2 通勤手当は、これを受けている臨時職員等にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。

（資格手当）

第8条 臨時職員等（パートタイム職員を除く）が、その有する資格をもって業務に従事するときは、資格手当を支給する。

- 2 資格手当の対象となる資格及び額は、別表第4のとおりとする。

- 3 資格手当は、月の初日から末日までの全日数にわたって出張した場合又は勤務しなかった場合は支給しない。

（時間外勤務手当及び割増賃金）

第9条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた臨時職員等は、正規の勤務時間を超えて勤務したすべての時間に対して、勤務時間1時間につき、第11条に規定する勤務時間1時間当たりの賃金に、正規の勤務時間を超えて勤務した次号の区分に応じてそれぞれ定める割合（その勤務した時間が午後10時から午前5時までの間であるときは、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務割増賃金として支給する。

（1）正規の勤務時間が割り振られた日における勤務 100分の125

（2）前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

（休日勤務割増賃金）

第10条 休日において正規の勤務時間中に勤務した全ての時間に対して、勤務時間1時間につき、第11条に規定する勤務時間1時間あたりの給与額の100分の135を休日勤務割増賃金として支給する。ただし、正規の勤務時間外に勤務しても休日勤務割増賃金は支給しない。

（勤務時間1時間当たりの賃金の算出）

第11条 勤務時間1時間当たりの賃金は、基本給月額に資格手当を含んだ月額金額に12を乗じ、その額を1週間の勤務時間に52を乗じたものから祝日法による休日等及び年末年始の休日に係る勤務時間数を減じたもので除して得た額（以下「1時間当たりの賃金額」という。）とする。

- 2 前項において、当該額に1円未満の端数が生じたときは、その端数は四捨五入するものとする。

（時間外勤務手当及び割増賃金等の支給）

第12条 時間外勤務手当、割増賃金及び休日勤務割増賃金は、当月分を翌月の賃金の支給日に支給する。

（賃金の計算期間）

第13条 賃金の計算期間は、月の初めから末日までとし、月1回支払うものとする。

（賃金の支給）

第14条 新たに臨時職員等となった者には、その日から賃金を支給し、昇給等により賃金に移動を生じた者は、その日から新たに定められた賃金を支給する。

2 臨時職員等が離職したときは、その日まで賃金を支給する。

3 臨時職員等が死亡したときは、その日まで賃金を支給する。

（賃金の計算方法）

第15条 所定の労働時間の全部又は一部を労働しなかった場合においては、その時間に対する賃金は支給しない。

2 前項の場合において、不就労時間の計算は、当該賃金締め切り期間の末日において計算し、30分未満は切り捨てるものとする。

（賃金の減額）

第16条 正規の勤務時間に臨時職員等（パートタイム職員を除く）が勤務しないときは、その勤務しないことについて、会長の承認があった場合を除くほか、その勤務しない1時間につき、第11条に規定する勤務時間1時間当たりの賃金の額を減額して賃金を支給する。

2 前項の勤務しなかった時間の計算方法は、その月の1日から末日までの期間において勤務しなかった全時間数によって計算する。この場合において、1時間未満の端数が生じたときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

3 第1項の減額すべき賃金が、離職によって基本給から差し引くことができないときは、その他未支給の賃金から差し引くことができる。

（賃金の支払日）

第17条 賃金の支払日は、その月の21日とする。ただし、その日が土曜日、休日または日曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い土曜日、休日又は日曜日でない日を支給日とする。

2 減額すべき賃金は、当月分を翌月の支給額から差し引くものとする。

（欠勤の取扱い）

第18条 欠勤、遅刻、早退及び私用外出の時間については、1時間当たりの賃金に欠勤、遅刻、早退及び私用外出の合計時間数を乗じた額を差し引くものとする。

（昇給）

第19条 臨時職員等（パートタイム職員を除く）の昇給は、別に定める社会福祉法人本巣市社会福祉協議会業務目標及び評価制度実施要綱（2020年12月28日本社協要綱第8号）によるものとする。ただし、本会の業績が著しく低下、その他やむを得ない事由がある場合には、昇給の時期を変更し、又は昇給を行わないことがある。

（期末手当）

第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）に在職する臨時職員等（パートタイム職員を除く）に対して、その勤務成績及び勤務日数等を考慮して支給する。

- 2 期末手当は、原則として6月及び12月の会長が定める日に支給する。
- 3 期末手当の額は、期末手当基礎額（基本給月額）に、6月に支給する場合においては、100分の70、12月に支給する場合においては100分の72を乗じた額に基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める支給に乗じて得た額とする。

在 職 期 間	割 合
6 月	100／100
5 月以上 6 月未満	80／100
3 月以上 5 月未満	60／100
3 月未満	30／100

- 4 第2項に規定する在職期間は臨時職員等として在職した期間とし、その算定については次に定める期間を除外する。
- (1) 産前産後の休暇等、健康診査及び健康指導、生理休暇、育児時間
 - (2) 第16条の規定により賃金を減額された期間
 - (3) 懲戒により出勤停止されていた全期間
- 5 本会の業績が著しく低下、その他やむを得ない事由がある場合は、期末手当を支給しないことがある。

第2章 雑 則

(その他)

第24条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、2021年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、改正後の別表第2の規定は2021年10月1日から適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、2021年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、改正後の別表第2の規定は、2022年10月1日から適用する。

附 則

この規則は、2023年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、2024年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、2026年4月1日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

臨時職員基本給表

号 給	基準給額	号 給	基準給額
1	円 146,100	1 5	円 163,100
2	147,200	1 6	164,700
3	148,400	1 7	165,900
4	149,500	1 8	167,400
5	150,600	1 9	168,900
6	151,700	2 0	170,400
7	152,800	2 1	171,700
8	153,900	2 2	174,400
9	154,900	2 3	177,000
1 0	156,300	2 4	179,600
1 1	157,600	2 5	182,200
1 2	158,900	2 6	183,900
1 3	160,100	2 7	185,500
1 4	161,600	2 8	187,200
費用弁償	本巢市社会福祉協議会旅費規程に規定する 4 級以下の職にある者に相当する額		

別表第 2（第 3 条関係）

パートタイム職員基本給表

（介護福祉士又は社会福祉士の資格を有する者は、時給に 5 0 円を加算する。）

職 種	1 時間あたりの単価	備 考
ホームヘルパー	1, 2 0 0 円	
登録 ヘルパー	1, 3 4 0 円	生活援助の単価
	1, 8 4 0 円	身体介護の単価
正看護師	1, 4 0 0 円	
准看護師	1, 3 0 0 円	
栄養士	1, 3 0 0 円	
ケアマネジャー	1, 2 2 0 円	
障がい者就労支援セ ンター指導員	1, 2 0 0 円	
送迎運転手	1. 1 7 0 円	

別表第 4（第 8 条関係）

資格手当表

資格手当支給範囲	資格手当の額
保健師 看護師 社会福祉士 介護福祉士 管理栄養士 理学療法士 精神保健福祉士	3, 0 0 0 円
准看護師 栄養士 介護支援専門員	2, 0 0 0 円